

令和6年度 ピクニック公園大型遊具解体工事

図 面 リ ス ト			
A - 01	特記仕様書－1	A - 09	気球タワー基礎伏図・基礎図
A - 02	特記仕様書－2	A - 10	気球タワー詳細図－1
A - 03	特記仕様書－3	A - 11	気球タワーA通り外観図
A - 04	特記仕様書－4・附近見取図	A - 12	気球タワーB・D通り外観図
A - 05	仮設計画参考図	A - 13	気球タワーC通り外観図
A - 06	配置図	A - 14	気球タワー詳細図－2
A - 07	気球タワー平面図	A - 15	ローラースライダー詳細図
A - 08	気球タワー外観図	A - 16	芝生面積計算図・詳細図

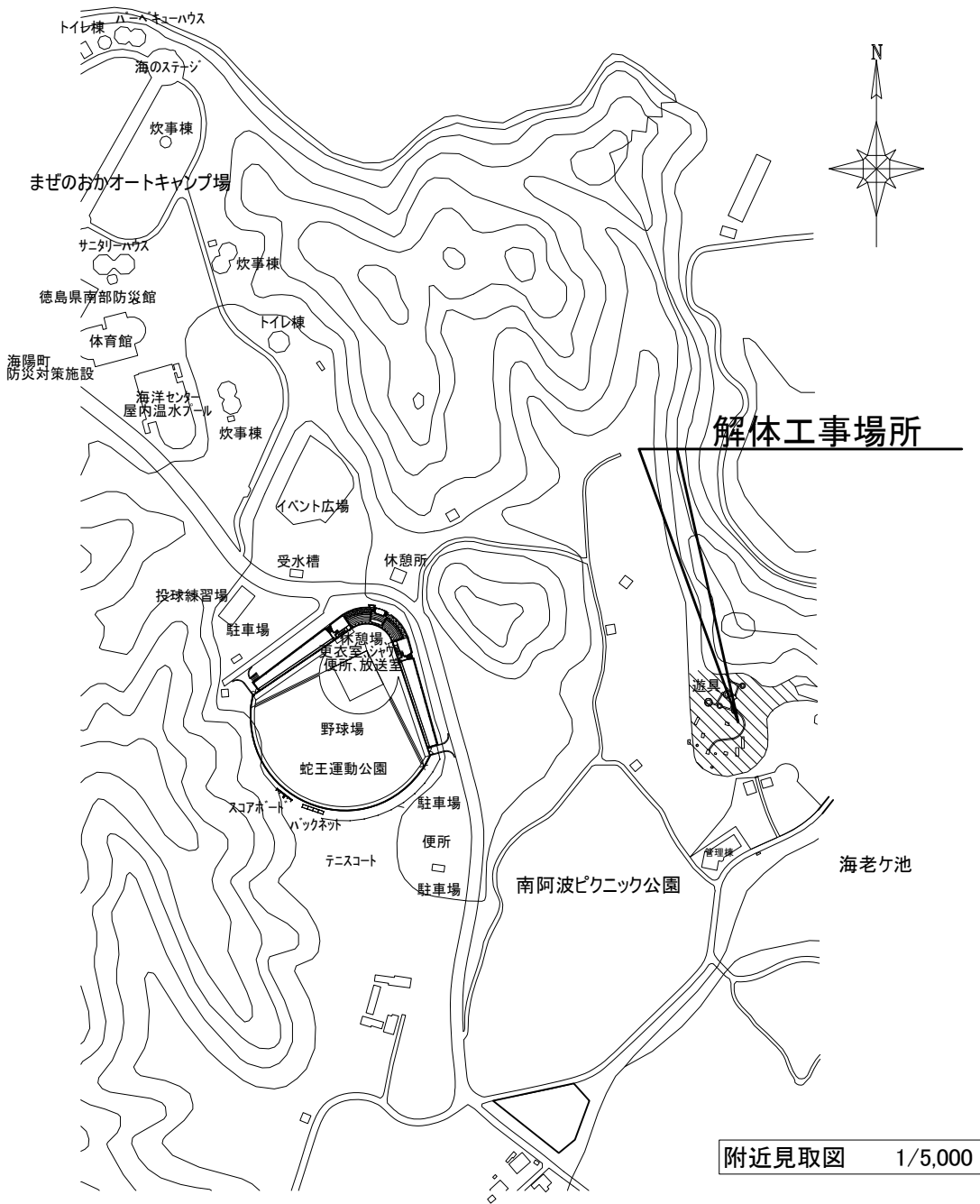
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項						
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		一 章 一 般 共 通 事 項	5. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。						
	1. 工事名称	令和6年度 ピクニック公園大型遊具解体工事			◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。						
	2. 工事場所	海部郡海陽町浅川			◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。						
	3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>南阿波ピクニック公園</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>鉄骨造</td></tr></table>		建物名称	南阿波ピクニック公園	構造・規模	鉄骨造		◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。		
	建物名称	南阿波ピクニック公園									
	構造・規模	鉄骨造									
	4. 工事種目	<table><tr><td>種 目</td><td>工 事 概 要</td></tr><tr><td>遊具解体工事一式</td><td>大型遊具解体工事</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		種 目	工 事 概 要	遊具解体工事一式	大型遊具解体工事				◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
	種 目	工 事 概 要									
	遊具解体工事一式	大型遊具解体工事									
II. 営繕工事共通仕様書			7. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。							
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等		8. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。							
2. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。			◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。							
3. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。			◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。							
4. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。			◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。							
				◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。							

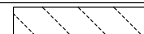
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
一 章 一 般 共 通 事 項	8. 施工中の安全確保	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	一 章 一 般 共 通 事 項	9. 交通安全管理	・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
	9. 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと		10. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

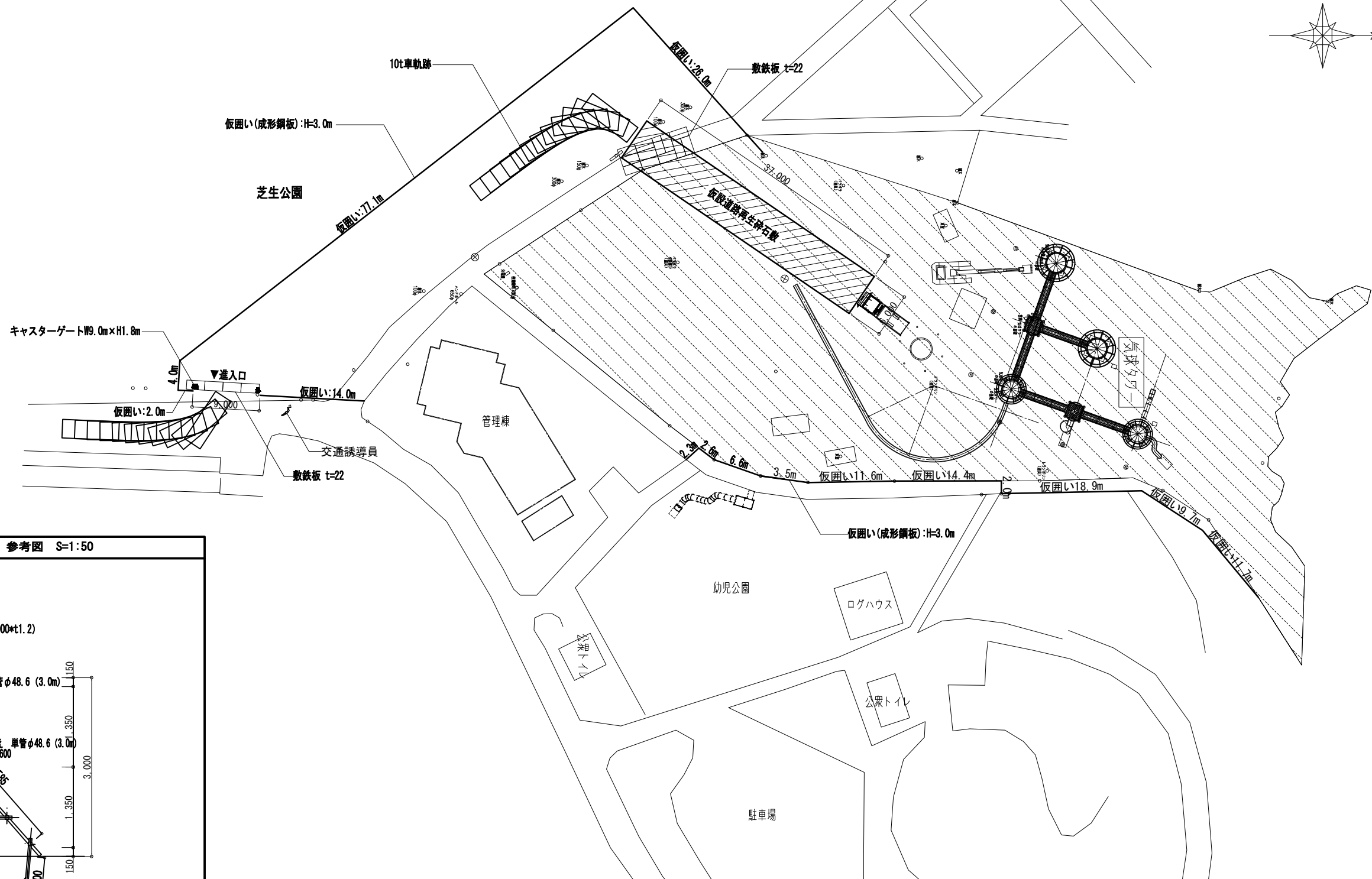
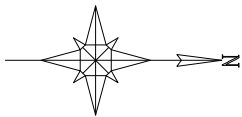
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
一 章 一 般 共 通 事 項	10. 発生材の処理等	◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	一 章 一 般 共 通 事 項	13. 建設機械等	◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
	11. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎県産木材の原則使用 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		14. 工事看板等	◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用すること。
	12. 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監理事務所へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		15. 設計変更箇所確認	◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
	13. 建設機械等	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監理事務所へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	16. 完成図等	◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。 ◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・竣工図（製本1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）） ・使用材料一覧表（1部） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	
	17. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3. 10. 8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14. 4. 1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。		17. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2章 解体一般共通事項			3章 植栽工事																																									
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																							
2章 解体一般共通事項	1. 施工条件	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 ◎工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ◎その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。	三 章 一 般 共 通 事 項	1. 一般事項	◎土壌の水素イオン濃度指数（pH）の試験は行わない。																																							
	2. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 60 日間配置する ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられていない。 ・警備員は、延60人（平日1人、搬出日の土日3人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成すること。		2. 植栽基盤 ・土壌改良材は適用しない。 ◎有効土層の面積及び厚さは図示による。																																								
	3. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 <table><tr><th>種 類</th><th>処分許可業者の会社名 (処分区分)</th><th>所 在 地 処 分 地</th><th>運搬距離 (km)</th><th>処分費 (税抜、円)</th><th>単位</th></tr><tr><td>コンクリート （無筋）</td><td>(有)青藍 （中間処分）</td><td>阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地</td><td>43.0</td><td>700</td><td>t</td></tr><tr><td>コンクリート （有筋）</td><td>(有)青藍 （中間処分）</td><td>阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地</td><td>43.0</td><td>1,000</td><td>t</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(社) 橋処分場</td><td>阿南市橋町小勝187番地の地先 阿南市桑野町尾花117番地</td><td>45.8</td><td>38,500</td><td>t</td></tr><tr><td>鉄骨・軽量鉄骨</td><td>(株) 日徳</td><td>阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29</td><td>43.9</td><td>-44,000</td><td>t</td></tr><tr><td>木材</td><td>(有) 青藍</td><td>阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地</td><td>43.0</td><td>15,000</td><td>t</td></tr><tr><td>生木(芝生)</td><td>(株) リフレッシュ阿南</td><td>阿南市下大野町太平267-3 阿南市下大野町太平267-3</td><td>54.6</td><td>30,000</td><td>t</td></tr></table> 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。		種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	コンクリート （無筋）	(有)青藍 （中間処分）	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	700	t	コンクリート （有筋）	(有)青藍 （中間処分）	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	1,000	t	廃プラスチック	(社) 橋処分場	阿南市橋町小勝187番地の地先 阿南市桑野町尾花117番地	45.8	38,500	t	鉄骨・軽量鉄骨	(株) 日徳	阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29	43.9	-44,000	t	木材	(有) 青藍	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	15,000	t	生木(芝生)	(株) リフレッシュ阿南	阿南市下大野町太平267-3 阿南市下大野町太平267-3	54.6	30,000
種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																							
コンクリート （無筋）	(有)青藍 （中間処分）	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	700	t																																							
コンクリート （有筋）	(有)青藍 （中間処分）	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	1,000	t																																							
廃プラスチック	(社) 橋処分場	阿南市橋町小勝187番地の地先 阿南市桑野町尾花117番地	45.8	38,500	t																																							
鉄骨・軽量鉄骨	(株) 日徳	阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29	43.9	-44,000	t																																							
木材	(有) 青藍	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	43.0	15,000	t																																							
生木(芝生)	(株) リフレッシュ阿南	阿南市下大野町太平267-3 阿南市下大野町太平267-3	54.6	30,000	t																																							

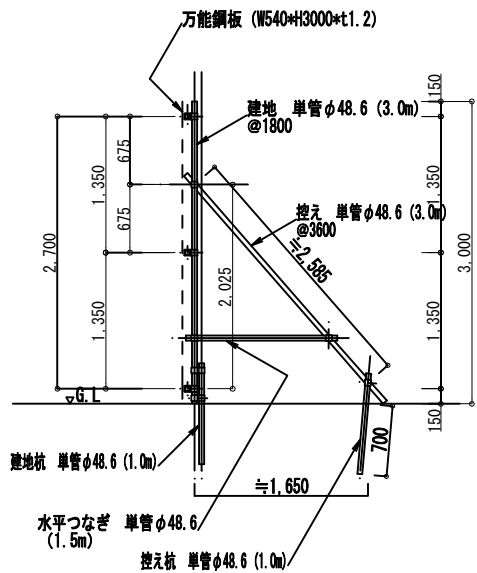
附近見取図 1/5.00



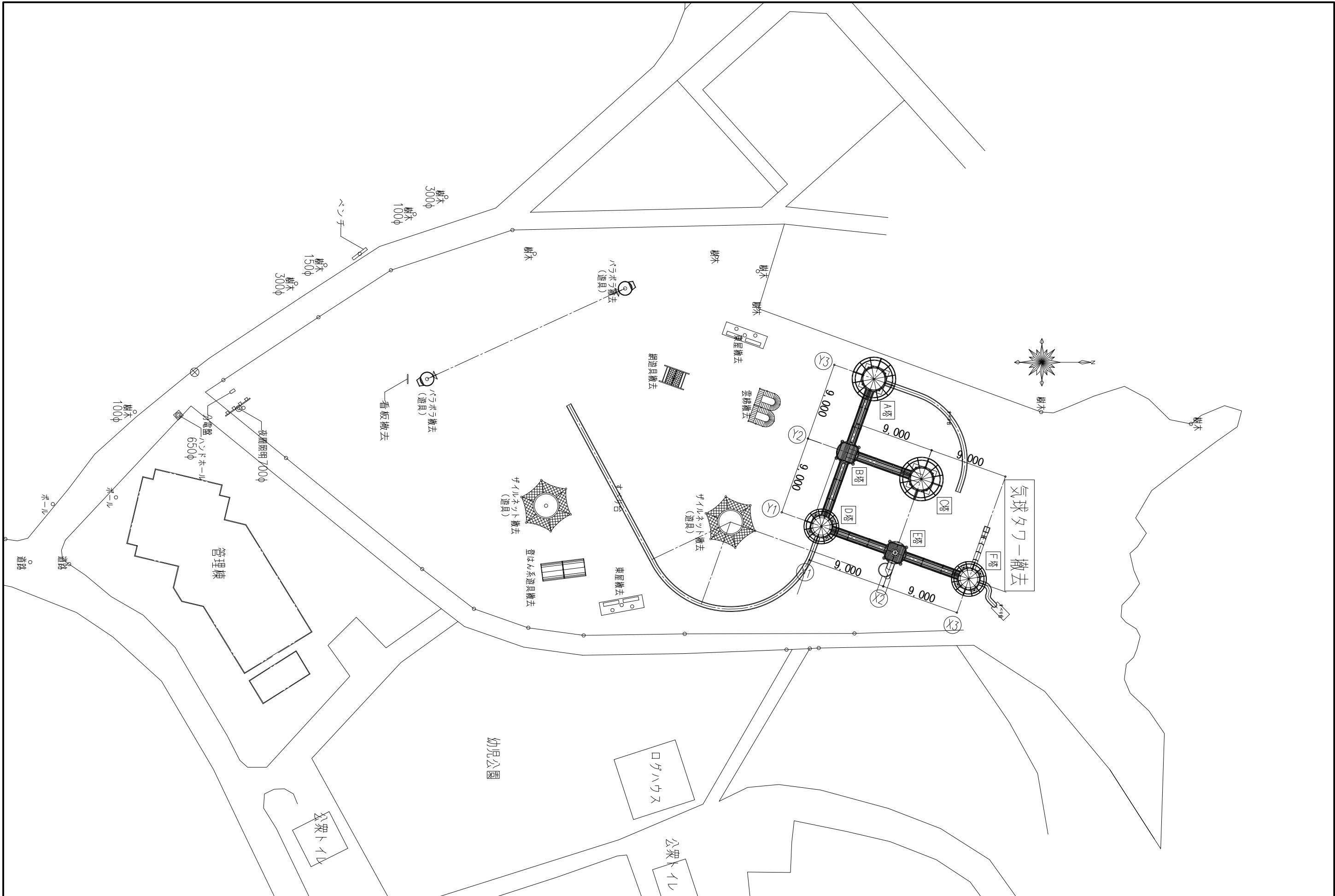
凡 例	
	草刈範囲を表示する

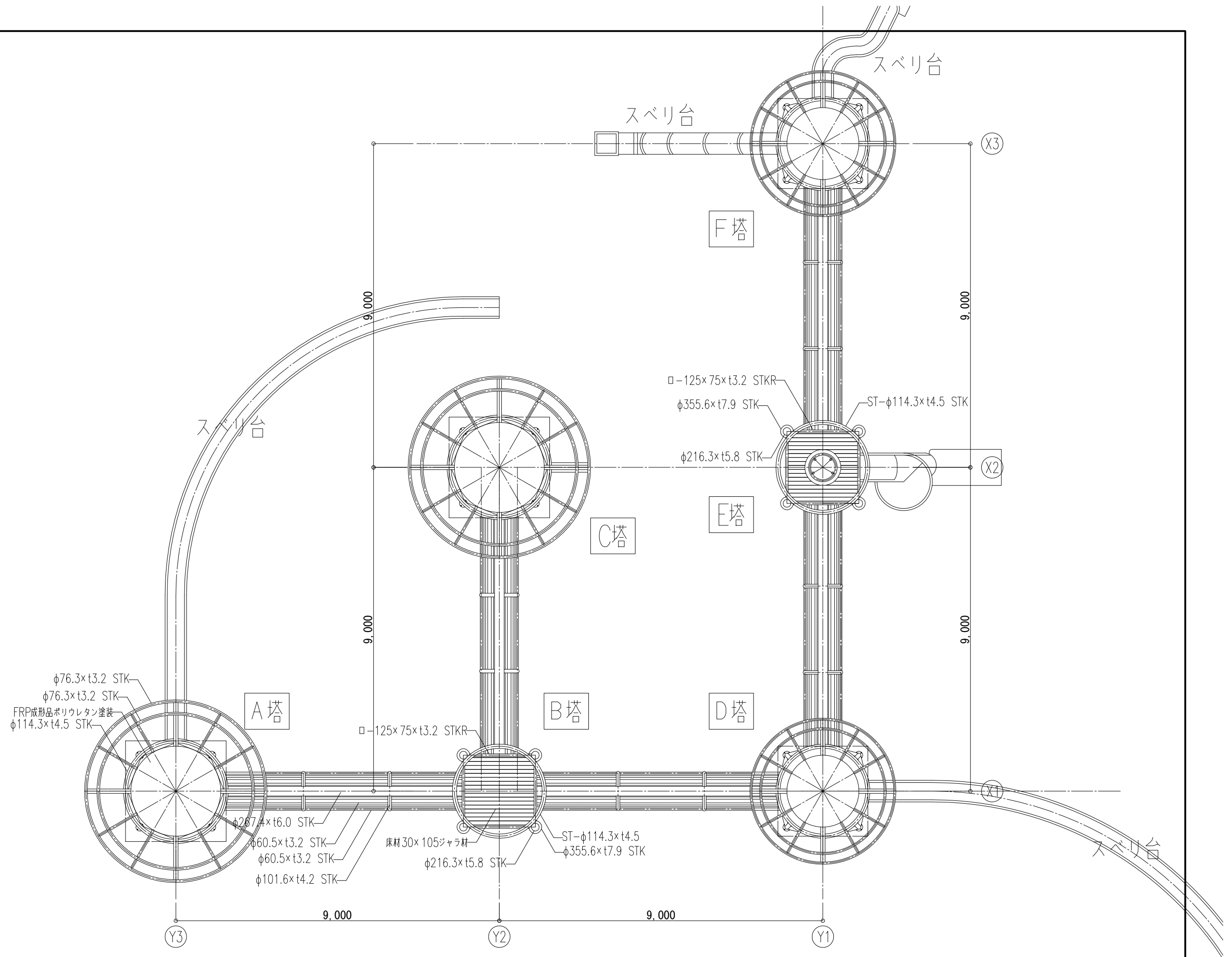


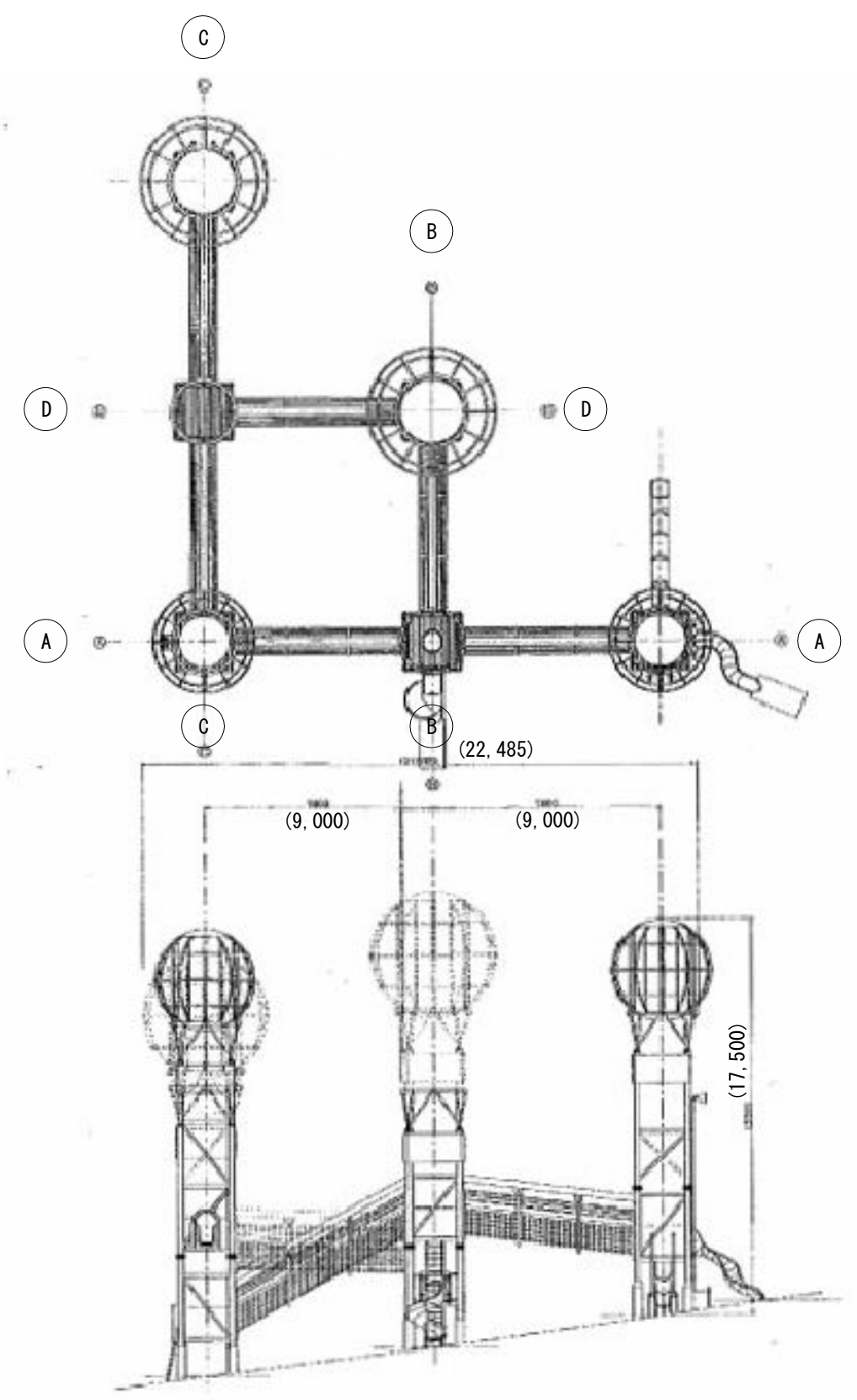
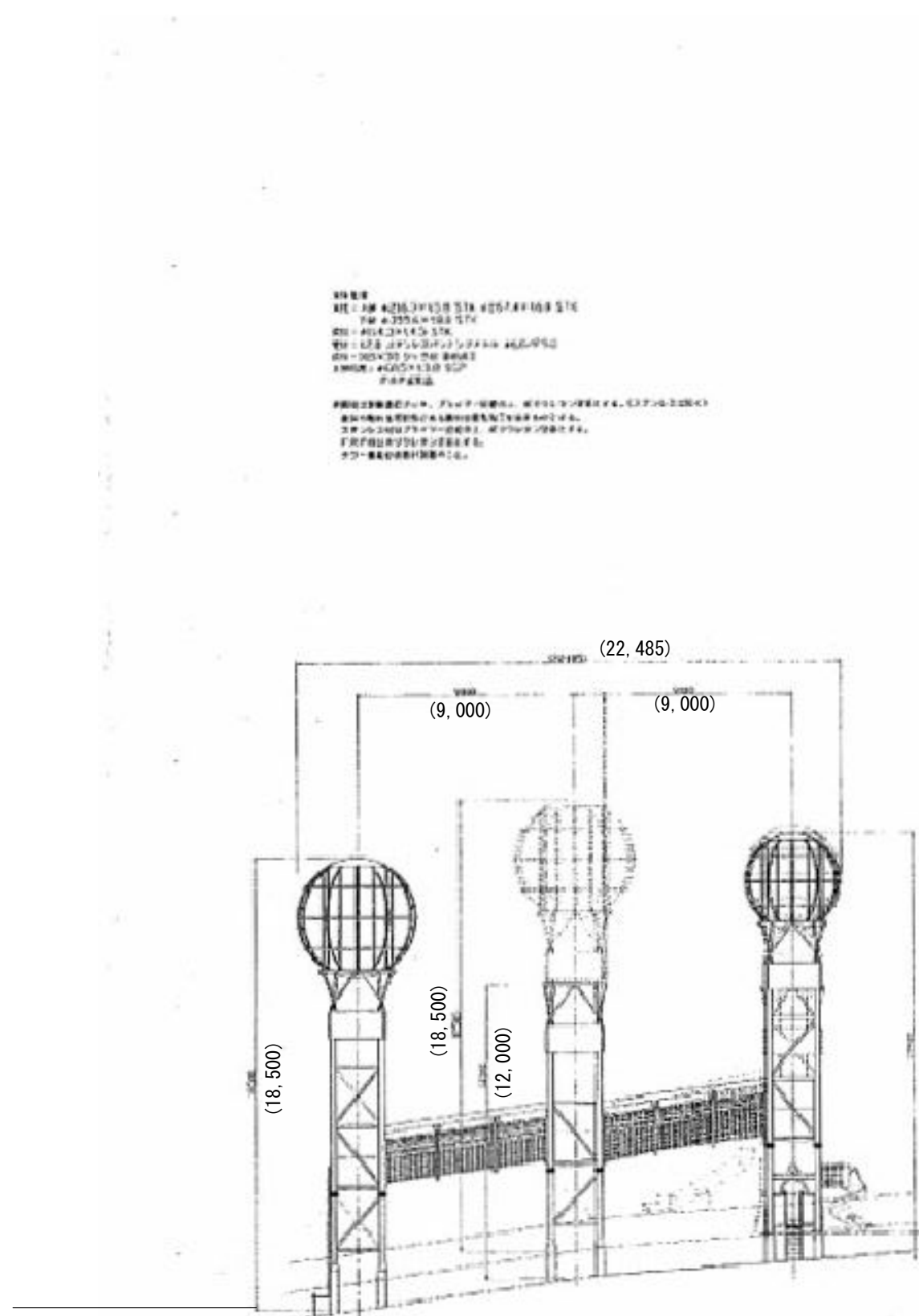
仮囲い (H=3000) 参考図 S=1:50

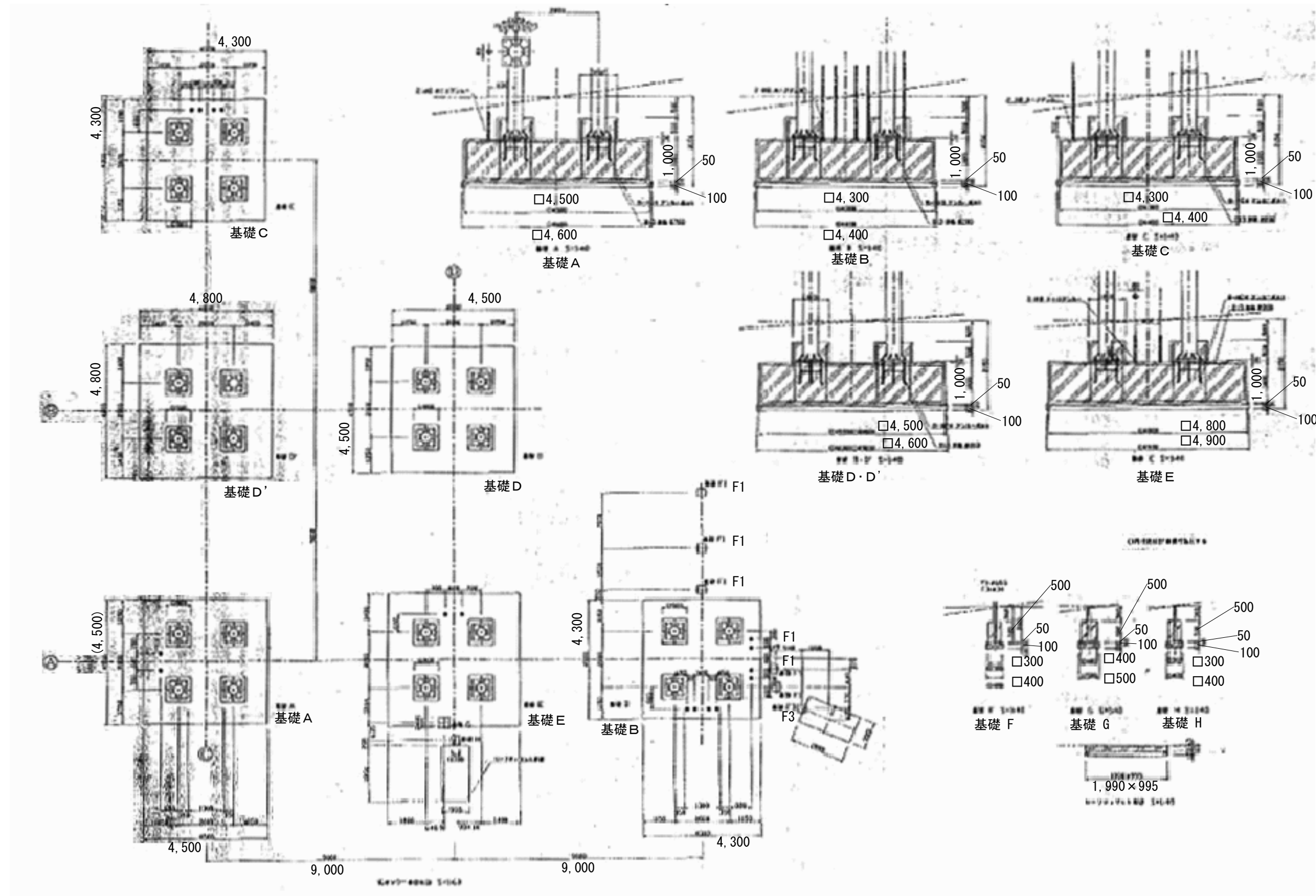


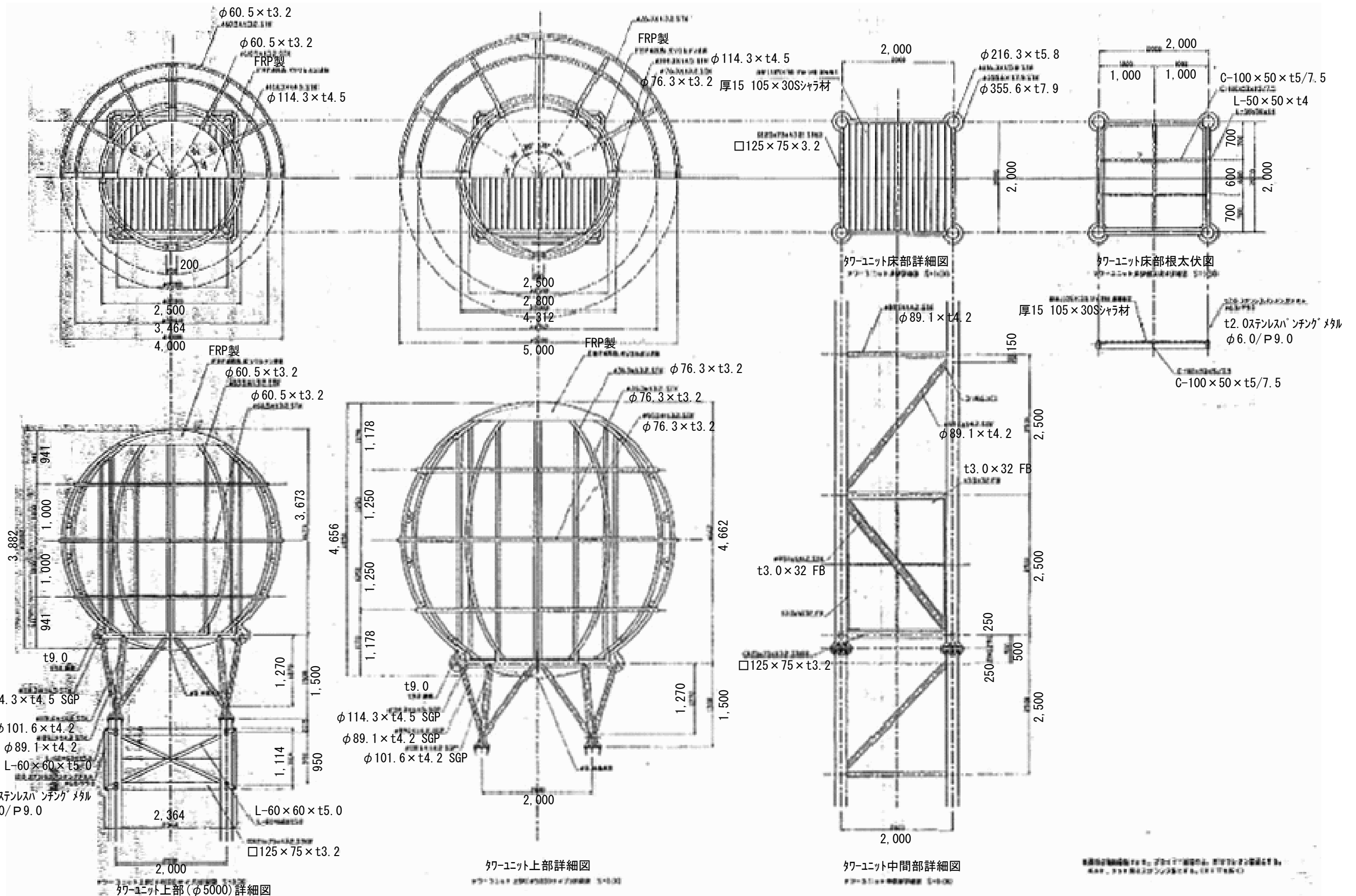
仮設計画(参考図) 1/400

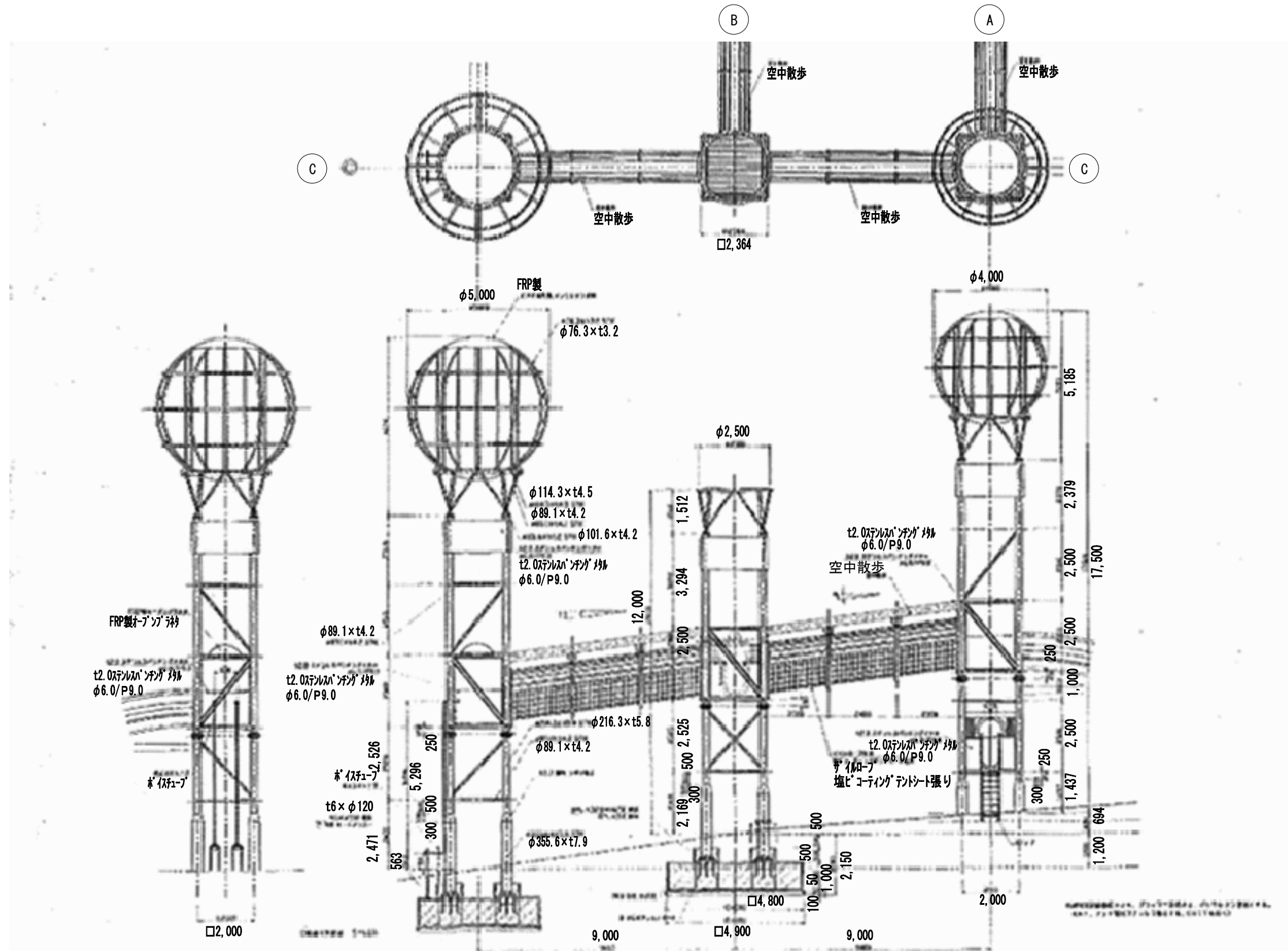


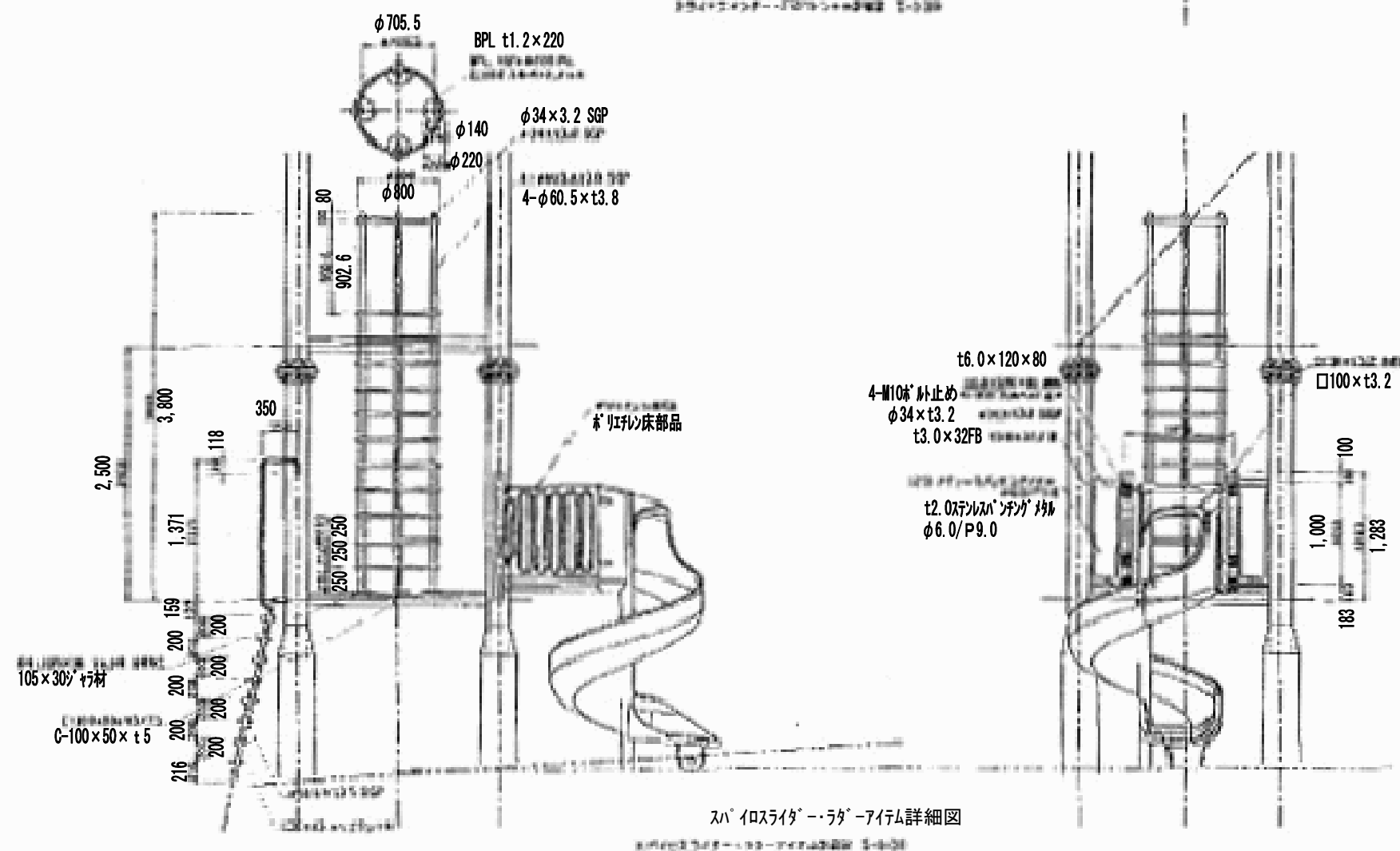
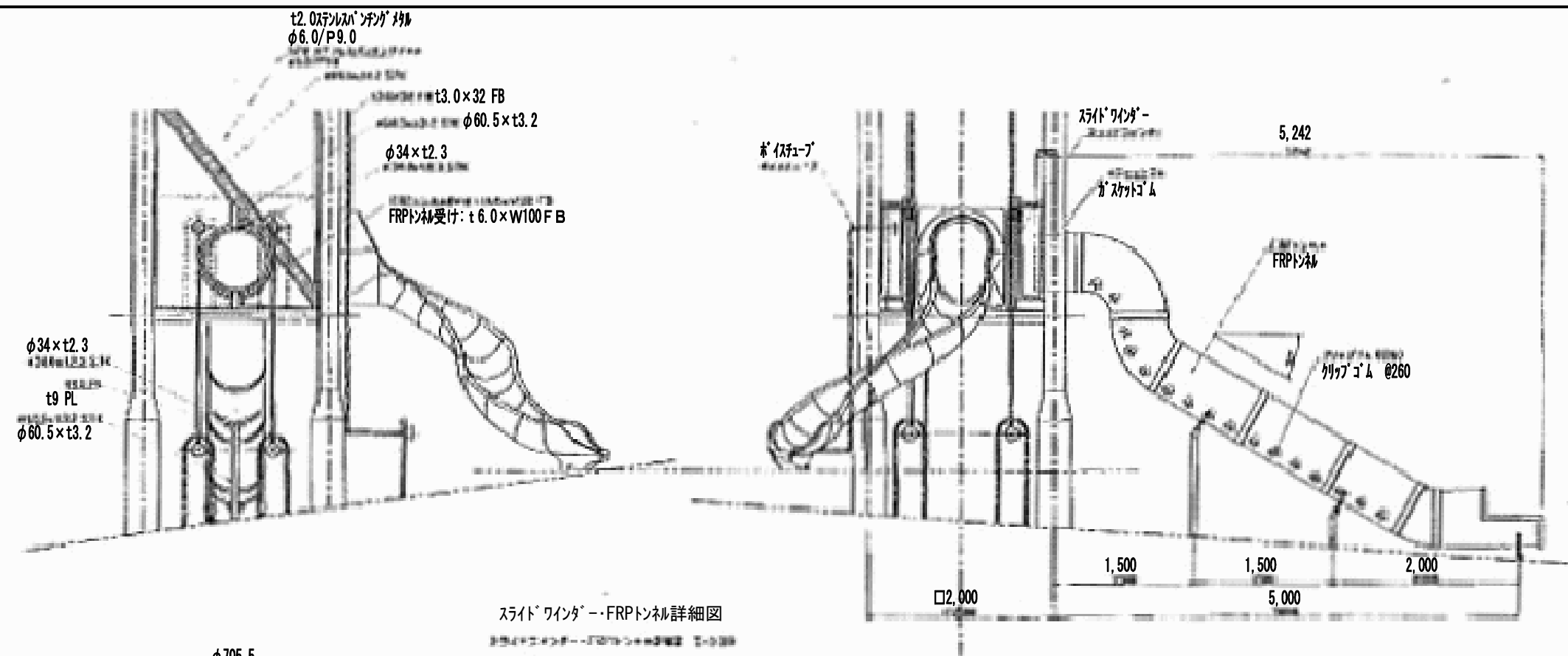


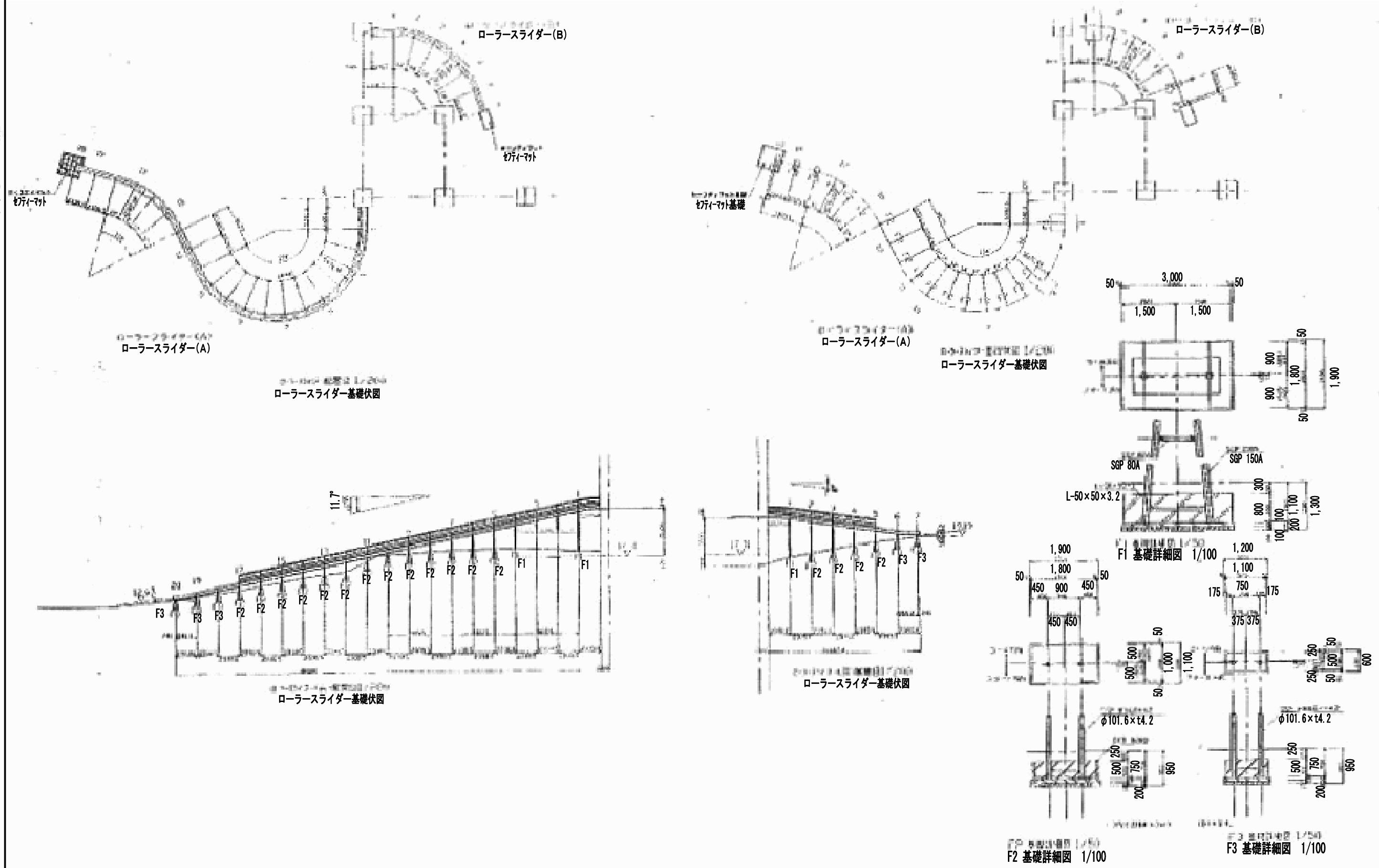


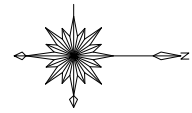






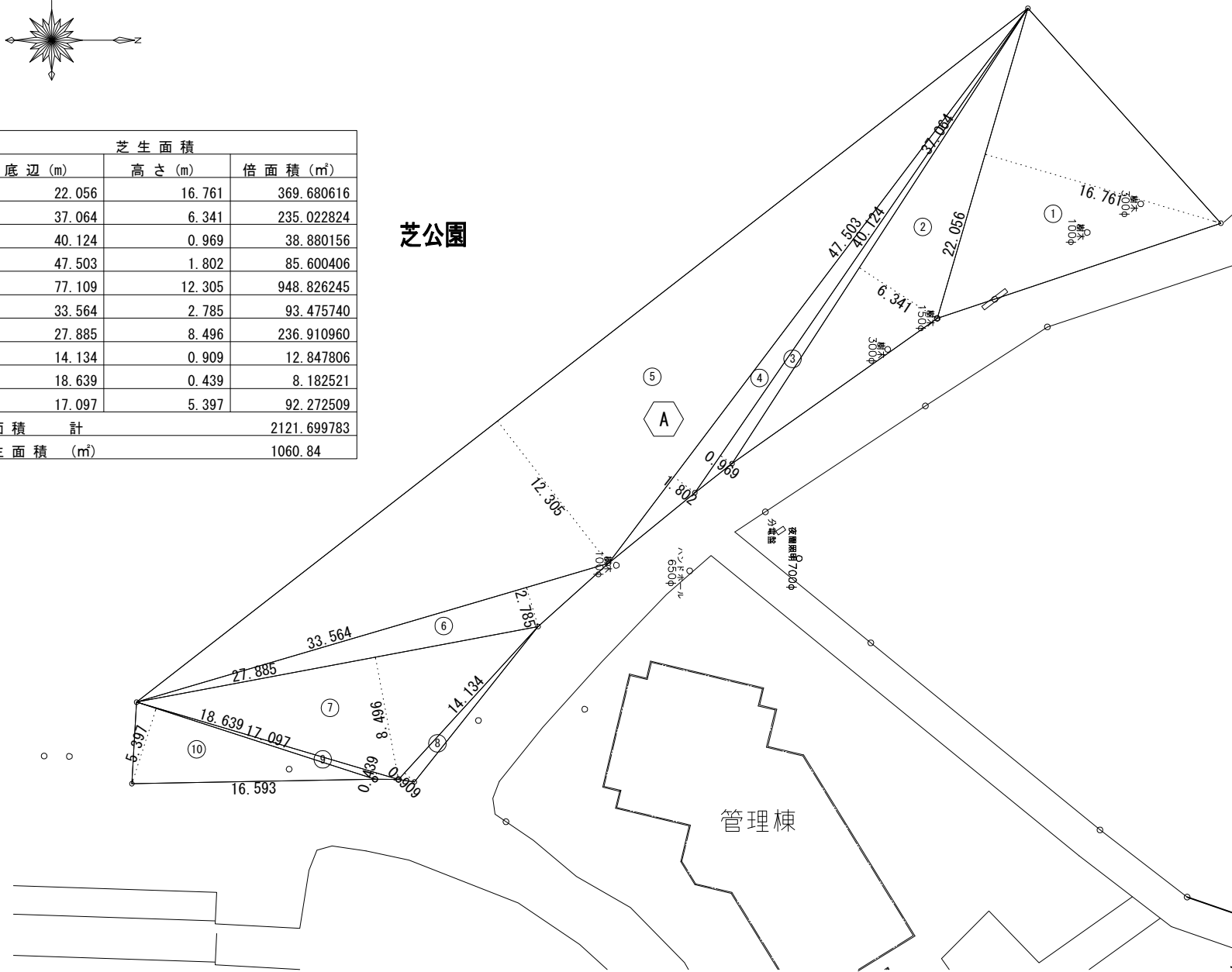






芝生面積			
	底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (㎡)
①	22.056	16.761	369.680616
②	37.064	6.341	235.022824
③	40.124	0.969	38.880156
④	47.503	1.802	85.600406
⑤	77.109	12.305	948.826245
⑥	33.564	2.785	93.475740
⑦	27.885	8.496	236.910960
⑧	14.134	0.909	12.847806
⑨	18.639	0.439	8.182521
⑩	17.097	5.397	92.272509
倍面積 計			2121.699783
芝生面積 (㎡)			1060.84

芝公園



管理棟

芝生面積計算図 1/400

A

芝生工事(植栽基盤整備B種)

1/20

